

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	巡視船艇の運営に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	施設補給課		課長 松本 一二	
会計区分	一般会計		施策名	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。 ※平成22年度予備費457百万円追加措置						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	20,563	3,633	-	1,108	25,305		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年	(年度)			
海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備については、要救助海難に対する救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。	%	要救助海難に対する救助率の維持確保(目標:要救助海難に対する全体の救助率)(第3次海上保安業務遂行計画)	95以上	巡視船艇等への燃料供給	万KL		
		件	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(第3次海上保安業務遂行計画)	0			
単位当たりコスト	85 (百万円/隻)		算出根拠	巡視船艇等の運営に関する経費/被災地における捜索活動予定巡視船艇等の総数(13隻)			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」の5 復興施策 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え (v)大災害時に、「公助」を担う主体である…海上保安庁…による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。…			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				船舶燃料の確保は、行方不明者捜索などの被災地での活動を継続するうえで必要不可欠である。			

効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。	行方不明者の捜索に必要な巡視船艇等の燃料を確保することにより、海上保安庁の一義的任務である行方不明者の捜索を確実に行うことができる。
費用対効果や効率性の検証が行われたか。	気象海象の状況やこれまでの行方不明者発見状況等を踏まえ、捜索海域等を決定している。
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。	海難救助等の遂行のために使用する巡視船艇の維持は海上保安庁法により海上保安庁の所掌事務とされている。
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	関係機関及び地方公共団体等と連携をとり、計画的に実施することとしている。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	調達に係る諸準備を既に進めており、補正予算成立後、早急に調達手続を開始することにより、迅速な着手・執行は可能である。調達については極力会計法等に基づく一般競争入札によることとし、事業の進行管理は、逐一業者に進捗状況を確認することで確保する。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/ ))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。